

令和6年度第6回山形地方最低賃金審議会議事録

- 1 日 時 令和7年3月18日（火）午後3時00分～午後3時30分
- 2 場 所 山形労働局大会議室（山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階）
- 3 出席者 委員13名
公益 押野委員、コーエンズ委員、丸山委員、本間委員、村山委員
労働者側 石川委員、遠藤委員、大類委員、柿崎委員
使用者側 江袋委員、太田委員、大沼委員、丹委員
【欠席】 労働者側・西部委員 使用者側・木村委員
（事務局） 小林山形労働局長、松岡労働基準部長、門脇賃金室長、
那須地方賃金指導官、丹野事務官

4 議 題

- (1) 令和7年度山形県特定（産業別）最低賃金に係る意向表明について
- (2) 令和7年度審議会開催日程（案）について
- (3) その他

5 議事経過

○村山会長

ただ今から、第6回山形地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は年度末のお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。最初に本日の出席者の状況及び審議会の公開等について事務局から報告してください。

○事務局：門脇

本日は、労働者側の西部委員、使用者側の木村委員が欠席されておりますが、公益委員5名、労働者側委員4名、使用者側委員4名、計13名の出席がございますので、最低賃金審議会令第5条第2項で規定する定足数を満たし、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。

本日の審議会は公開での開催でございます。傍聴の方と報道機関の取材記者の方が入っております。なお、カメラ撮影については冒頭の部分を許可しております。以上ご報告申し上げます。

○村山会長

それでは、審議会の開催に当たり、山形労働局長からご挨拶をいただきます。

○小林労働局長

本日は、年度末の大変お忙しい中、第6回山形地方最低賃金審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日頃から私どもの労働行政の運営に関しましてご理解とご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、令和6年度の山形地方最低賃金審議会につきましては、昨年7月4日の第1回から本日まで6回を重ねた本審議会、そして、地域別最低賃金の専門部会を6回、4つの産業別の特定最低賃金専門部会を述べ13回、合わせて25回にわたる調査・審議を尽くしていただ

きました。

委員のみなさまの真摯なご審議により、山形県最低賃金は中央最低賃金審議会が示した目安額 50 円に 5 円上乘せして 55 円の引上げ、特定最低賃金については 4 つ産業において 51 円ないし 52 円の引上げの答申をいただき、いずれもこれまでで最高の引上げ額となりました。これも、村山会長をはじめ、委員のみなさまの最低賃金制度へのご理解と、使用者・労働者それぞれのお立場での地域の実情を踏まえた真摯なご審議の賜物と考えており、深く感謝を申し上げます。

また、現在、春季労使交渉がヤマ場を迎えておりますが、政府といたしましても構造的な賃上げの実現に向けた環境整備を図ることとしており、当局においても、先般、地方版政労使会議を開催し、賃金引上げに向けた取組みについて、山形での具体的な課題、指摘等いただいたところです。

最低賃金につきましては、昨年 11 月の経済対策におきまして、「2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を続ける」という政府目標が打ち出されています。これを踏まえ、世間の関心はさらに高くなるものと考えられます。

このような状況の中、委員の皆様方にはご苦勞をおかけすることになるかと思いますが、今後とも、本審議会及び労働行政に対しまして格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。開催に当たっての挨拶といたします。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○村山会長

それでは議事に入りますので、報道機関の方はご着席ください。まずはじめに、本日の配付資料について事務局から説明してください。

○事務局：門脇

配付資料についてご説明いたします。

1 ページ、資料 I - 1 をご覧ください。令和 6 年度山形地方最低賃金審議会の開催状況でございます。まず、7 月 4 日に第 1 回本審議会を開催し、山形労働局長から地域別最低賃金の改正諮問を行い、専門部会を設置いたしました。7 月 29 日の第 2 回本審議会においては、第 1 部は関係労使、労働者側 3 名、使用者側 1 名からの意見聴取を行いました。第 2 部は基礎調査結果について事務局からご報告いたしました。山形県最低賃金専門部会については、7 月 29 日から 8 月 20 日まで 6 回にわたって審議を重ねていただきましたが、全会一致には至りませんでしたので、公益見解を提示し、賛成多数により 55 円引上げの 955 円で結審し、10 月 19 日の改正発効となりました。産業別の特定最低賃金につきましては、9 月 9 日の第 4 回本審議会において「改正の必要性あり」との答申をいただきましたので、金額改正の諮問を行い、四つの専門部会を設置いたしました。特定最低賃金専門部会については、9 月 25 日に四つの業種合同で第 1 回専門部会を開催し、その後は、10 月 22 日までの間に各部会とも 3 回にわたって金額審議を重ねていただきました。一般産業用機械・装置等製造業は、労使歩み寄りの全会一致により 51 円引上げの 1,012 円。電気機械器具等製造業は、公益委員見解を提示し、それを労使が受け入れての全会一致により 51 円引上げの 996 円。自動車・同附属品製造業は、公益委員見解を提示し、それを労使が受け入れての全会一致により 51 円引上げの 1,012 円。自動車整備業は、公益委員見解を提示し、それを労使が受け入れての全会一致により 52 円引上げの 1,017 円。四つの産業とも全会一致により結審し、12 月 25 日に改正発効となりました。本日、第 6 回本審議会として、次年度の特定最低賃金の意向表明を受け、ご審議をいただきます。

次に、1枚めくっていただきまして、2ページ、3ページをご覧ください。令和6年度全国の地域別最低賃金の決定状況でございます。左のページが北海道から順に並べたもので、右のページが金額順に並べたものでございます。

3ページの金額順の方で説明いたします。まず、結審状況についてです。昨年度の結審状況の資料のご準備はありませんが確認したところ、昨年度は○全会一致が14●使用者側反対及び●使用者側一部反対の合計が32▲労働者側反対及び▲労働者一部反対の合計が2■使用者側退席での結審はなしという結果でした。今年度は○全会一致が9●使用者側反対及び●使用者側一部反対の合計が30▲労働者側反対及び▲労働者一部反対の合計が10■使用者側退席が2となり、使用者側退席や使用者ではなく労働者が反対するケースが増加しました。なお、12位の滋賀県のように●▲という結審をしているものはダブルカウントしていますので、今申し上げた数を足し合わせると47にはなりませんこと申し添えます。

次に、引上げ額についてですが、黄色に染めているところが山形県と同じCランク県です。昨年度に続きCランク県の多くが、目安額に大幅に上積みいたしました。全国加重平均額は1,055円となり、1,000円超えの地域は8都府県だったところ、16都道府県に拡大しました。955円の山形県、福島県は昨年度32位グループでありましたが、36位グループとなっております。下の余白に【参考】として記載しておりますが、最高額の東京都と山形県の関係では、比率は82.1%となり、差額は208円と差が縮小しております。全国加重平均との関係でも比率、差額ともに縮小しております。

1枚めくっていただきまして、4ページ、資料I-4特定最低賃金の決定状況になります。山形県は緑色にしておりますが、その他水色のところは改正の申出がなかったところです。黄色のところは改正の「必要性なし」となったところです。橙色のところは申出があったものの下げられたものや諮問に至らなかったものです。詳しくは後ほどご覧いただければと思いますが、めくっていただいて8ページの下部に参考として採決状況など載せております。新規11件、改正194件の申出がなされ、新規は0件、改正は133件が必要ありとなり、そのうち119件が○全会一致で結審しております。

9ページから12ページには山形県で設定している特定最低賃金と同種と思われる産業について抜粋したものを金額順に並べて掲載しております。お時間のある時にご覧いただければと思います。

次に、少し飛びまして21ページをご覧ください。最低賃金引上げに向けた中小企業、小規模・零細事業者等への支援事業の実施状況でございます。2業務改善助成金、3キャリアアップ助成金とも2月時点の数字ではありますが、それぞれ昨年度に引き続き多くの申請をいただいている状況です。引き続き周知広報、制度の利用促進に努めてまいりますと考えております。机上にリーフレット、チラシ付きのポケットティッシュをお配りしております。こういったモノも活用して広く周知広報に努めているところでございます。

○村山会長

ただ今の説明について、質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、議事に入ります。議事の(1)令和7年度特定(産業別)最低賃金の金額改正に関わる意向表明についてであります。労働者側から説明をお願いいたします。

○労働者側：石川委員

本日の資料13ページから16ページになります。適用労働者数によって申出ることを表明するものです。

県内の状況、人口が100万人を切ってしまう、今年で現実味を帯びており、あわせて労働

力人口においても減少を続けており、有効求人倍率は全国平均よりも高く危機的状況であると言わざるを得ません。先週、春季生活闘争は中央のヤマ場を迎えました。3月14日連合発表では加重妥結17,828円、5.46%。多くの大手が満額という回答を得ております。連合山形では集計中ではございますが、正直交渉が難航しており集約までには至っておりません。中央との格差は広がりそうかなという感じを私は受けております。このような人口減少の中さらに中央との格差が広がれば労働力流出、人口流出に拍車をかけるのではないかと危惧しております。

特定最低賃金における基本的な考え方ですが、特定最低賃金は労働条件の向上又は事業の公正競争をより高いレベルで確保し産業の企業横断的な最低賃金水準を決定する役割を果たしております。これは地域別最低賃金との優位性が課題となる中においても何ら変わることはない普遍的なことではないでしょうか。公正競争が担保される環境醸成の必要性の高まり、産業構造の変化、労働力人口の減少に伴う産業間の人材確保、人材獲得競争の激化を鑑みればむしろ特定最低賃金の意義や必要性は年々高まっているのではないのでしょうか。公労使がその重要性を再認識し当該産業のイニシアティブを発揮しながら審議に臨みたいと考えております。

とは言え、県内の中小零細企業においては企業物価の高止まりにより厳しい経営を強いられており人材確保のため防衛的に賃上げを行っている企業も少なくありません。労務費確保のため適正な取引価格の実現に向け労使で一定程度方向性は一致しており、取組はしておりますが、今後さらに実効性のある取組を強化していかなければ、中小企業の労務費、原資確保には現実味がないのかなと考えております。

次年度の審議においては真摯な議論を尽くしお互い納得のいく結果を導き出していきたいと考えておりますので、引き続きよろしく願いいたします。以上です。

○村山会長

ただ今の労働者側からの説明についてであります。使用者側から質問等はございませんでしょうか。

○使用者側：丹委員

承っておきます。

この何年間、地域別最低賃金の引上げで去年は一時的にせよ特定最低賃金を上回る現象が起こって、特定最低賃金の必要性については今まで以上に考えないといけないな、ということは申し上げておきたいと思っております。

○村山会長

では他の委員、労側、使側、公益側、何かご質問等ございませんか。あるいは追加のご意見とかありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これに関連して特定最低賃金適用事業所数及び適用労働者数について、事務局から説明をお願いします。

○事務局：丹野

資料17ページについてご説明いたします。毎年12月1日現在の数値を調査しておりまして、数値の算出は令和3年経済センサスを基礎資料としております。

また、4産業のうち、自動車整備業については、分解整備従事者となっておりますが、町の整備工場やディーラー等様々な業種で分解整備従事者がおり、センサスの情報からは算

出できないことから、従来からとなっておりますが、山形県自動車整備振興会様がまとめていらっしゃる数値を基に、事務局で独自集計し算出しております。その他、センサス情報のほか労働保険の成立、廃止状況についても確認し反映しております。

表の見方になりますが、各項目3段構成となっております、上段の青字にしているものが昨年度の数値、下段の赤字のものが本年度の数値、中段が変動した数値となっております。一般機械であれば、昨年調査では83事業所ございましたが、本年調査では78事業所、5の減少、労働者数は昨年調査では3,275人、本年調査では2,555人、720人の減少となっております。除外労働者につきましては、基礎調査の集計結果を参考に労働者のうち何割が除外になるかを推計した数値となっております。基礎調査は毎年同一事業所を対象にしているものではなく無作為抽出による調査のため、調査年によって増減幅が異なります。

労働者数から除外者数を引いた数値が各産業における適用労働者数となり、上から順に一般機械は2,555人、電気機械は19,223人、自動車部品は4,284人、自動車整備は3,269人となります。以上となります。

○村山会長

ただ今の説明についてご質問等ありますか。よろしいでしょうか。

労働者側から特定最低賃金について、次年度も改正に関する申出を行う意向表明がなされました。委員の皆様には、次年度も特定最低賃金の審議が行われるとの心づもりをお願いいたします。また、事務局においても、特定最低賃金の審議が行われることを前提として準備をお願いいたします。

続きまして、議事の(2)令和7年度の審議会開催日程について、現時点での大まかな流れについて事務局からご提案をお願いします。

○事務局：門脇

令和7年度の本審議会、専門部会の流れについて、説明及び提案をさせていただきます。

18ページをご覧ください。太線で囲ってあるところが令和7年度の日程案でございます。大まかには今年度と同じように考えております。資料の上の方、本審の部分をご覧ください。丸で囲った数字は第何回の審議会かを現わしています。まず、審議日程を組むに当たっての考え方ですが、以前より、労使の各委員から「近隣県の状況も見ながら審議できる日程での調整が望ましい」とのご意見をいただいておりますし、また、令和5年4月に中央最低賃金審議会が取りまとめた「目安制度の在り方に関する全員協議会報告」において、発効日について、10月1日や10月の早い時期でなければならないと認識している場合も見受けられるが、発効日とは審議の結果で決まるもの、という見解があらためて示されております。

本県の審議においては、やはり、他県の状況を参考にできるように、若干遅めのスケジュールがよいのではと考えております。事務局の案ですが、6月下旬から7月上旬にかけて第1回本審議会を開催し労働局長から改正諮問を行いたいと考えております。

7月下旬に第2回本審議会を行い、「参考人意見聴取」と「目安伝達」を行いたいと考えております。令和5年度と4年度においては、中央最低賃金審議会の日程が想定より後ろにずれたこともありまして、日程的に厳しくなりましたので「目安伝達」を本審議会で行うことができずに、専門部会において行いました。日程的に組めるのであれば、できれば本審議会において「目安伝達」を行いたいと考えております。

1枚めくっていただきまして19ページをご覧ください。これは答申日と発効日の関係を示した表でございます。この表の見方ですけれども、一番上の列でご説明いたしますと、8月1日に答申をいただくと、異議申出の締切りが8月18日となり、翌19日に異議審を開催

したとすると8月28日の官報に載って9月27日に効力発生となるという意味です。

日程の考え方ですが、近年の傾向を考慮すると、お盆前での結審を目指そうとした場合、専門部会の設定が窮屈にはなりませんので、あらかじめお盆明けの週で結審し、答申をいただくような形を考えていますが、この辺りの考え方については委員の皆様からご意見を頂戴したいと思います。

18ページに戻っていただきまして、特定最低賃金についてですが、第3回の本審議会で地賃の答申をいただいた後に特定最低賃金の必要性の諮問を行い、審議をお願いしたいと考えております。必要性については、第4回本審議会でも審議いただきまして、改正の必要性が認められれば、直ちに改正諮問を行いたいと考えております。1枚めくっていただきまして、20ページをご覧ください。

まず、特定最低賃金の発効日についてですけれども、例年どおり12月25日で行いたいと考えております。そのためには、10月24日までに答申をいただく必要がございます。再度18ページに戻っていただきまして、最後は、3月中旬に第6回本審議会を開催しまして、本日同様、次年度の産業別の特定最低賃金についての意向表明をお願いしたいと考えております。

地域別最低賃金の専門部会についてですが、中央最低賃金審議会の目安答申が7月下旬にあると想定して、6回の審議日程を確保したいと考えております。

特定最低賃金の専門部会についてですが、9月下旬に4業種合同で第1回専門部会を開催いたしまして、部会長・部会長代理の選出、審議日程の確認等を行います。その後は業種ごとに3回の金額審議を行い、10月24日までに開催する第5回本審議会に間に合うように部会結審していただく、という案でございます。

以上、現時点での大まかな日程案でございます。委員の皆様からご意見をお願いいたします。

○村山会長

ただ今説明のあった日程案について意見をお伺いします。まず労働者側いかがでしょうか。

○労働者側：石川委員

地域別最低賃金は10月1日発効を目指すべきだと考えております。しかし、皆様の諸事情を勘案する必要性はあるのではないかと考えております。

特定最低賃金については、12月25日発効にむけた段取りでよいのではないかと考えます。

○村山会長

使用者側はいかがでしょう。

○使用者側：丹委員

地域別最低賃金の発効日に労側がこだわるのはわからなくもないんですけども全員協議会報告で発効日にこだわらず審議を、ということがありますので熟議を重ね、近隣県、同ランク県の動向も踏まえた上でとなると、拙速な決め方をするのは必ずしも好ましくないと思います。

特定最低賃金については留保します。

○村山会長

他に意見のある委員ございませんか。それでは、ただ今の労使委員の意見を踏まえて日程

調整を進めていただければと思います。

本日用意した議題は以上になりますが、そのほか、何かこの場で発言されたいことは委員の皆様からございましたら承ります。よろしいでしょうか。事務局から何かありますか。

○事務局：門脇

事務局から申し上げます。この一年間、事務局として至らない点もあったかと思いますが、委員の皆様の真摯なご審議のおかげをもちまして、大きな混乱もなく審議会を運営できたものと思っております。改めまして、委員の皆様のご尽力に対しまして感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。

また、第53期委員の皆様の任期は2年間で今月末までとなっており、次期第54期委員については、3月10日に公示を締め切り、現在手続き中であります。委員の皆様には2年間、社会情勢や経済情勢の変化が著しく、先行き不透明な要素も多い情勢下においてご審議いただきましたこと、改めて感謝申し上げます。

4月に入りましたら、次期委員の皆様のご都合をお伺いして、具体的な日程調整を進めてまいりたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○村山会長

これをもちまして、令和6年度の山形地方最低賃金審議会の全ての審議が終了となります。一年間の各委員の皆様のご協力に深く感謝を申し上げまして審議会を終了といたします。ありがとうございました。